

参加申込・実績報告 用紙

参加申込 平成 年 月 日

実績報告 平成 年 月 日

やまぐち働き方改革推進会議事務局 行き
[山口県庁労働政策課]

ファクス番号 083-933-3229

Eメール a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

2018年

年次有給休暇取得促進キャンペーン

事業所名			
業種			
従業者数	事業所	人(全社	人)
所在地			
代表者(役職)			
ご担当者名			
ご担当者 ご連絡先	電話番号:		
	ファクス番号:		
	メールアドレス:		
年次有給休暇の 取得日数【1人平均】	1年間の年次有給休暇の1人当たり平均取得日数を記載願います。		
H29年 ① [1月~12月]	[実績]	日	
H30年 ② [1月~12月]	[目標]	日	[実績] 日
対前年伸び率③ $[(2-1)/1] \times 100$	[目標]	%	[実績] %

年次有給休暇取得 促進キャンペーン

募集期間 2018年4月20日(金)~7月2日(月)

森山喜久議員

資料1

高い実績を上げられた事業所の
名称を公表・PRします

従業員1人当たりの年休取得日数
「12日以上」の事業所

従業員1人当たりの年休取得日数の
「対前年伸び率が10%以上」の事業所

応募先・お問い合わせ先



山口県庁労働政策課働き方改革推進班
TEL 083-933-3221
FAX 083-933-3229
✉ a15900@pref.yamaguchi.lg.jp





平成30年度

年次有給休暇取得促進 キャンペーンを実施中です!

見直そう働き方
楽しもうあなたの生活

キャンペーン参加事業所を募集します

1 趣旨

やまぐち働き方改革推進会議では、働き方改革の実現に向けた機運を高めるため、県内一斉に、年次有給休暇取得促進キャンペーンを展開しています。

山口県内の事業所に、積極的に年次有給休暇の取得促進に取り組んでいただくため、自由参加方式により、キャンペーン参加事業所を募集します。

一定の基準を達成された事業所については、事業所の名称を公表するとともに、優良な事業所として、県の広報ツールなどで広く紹介する予定です。積極的なご応募をお待ちしております。

2 参加の単位

山口県内に所在する、原則として、事業所の単位です。

※事業所とは、一般に工場、事務所、営業所、商店、旅館、学校、病院、役所等と呼ばれるものです。

3 参加の方法・応募締切

「参加申込・実績報告用紙」に必要事項を記載の上、下記の応募先まで送付してください。キャンペーン参加の応募締切は、平成30年7月2日(月)17時です。

4 取組実績の報告・応募締切

上記3で送付された「参加申込・実績報告用紙」に、実績を記載の上、下記の応募先まで送付してください。

取組実績の応募締切は、平成31年1月31日(木)です。

5 キャンペーンの結果公表

平成31年2月、取組実績が高い事業所の名称を、公表(報道発表など)する予定です。

◆公表の基準◆

次のいずれかを満たす事業所です。

- 平成30年の1年間に取得された年次有給休暇の1人当たり平均日数が、12日以上
- 平成30年の1年間に取得された年次有給休暇の1人当たり平均日数の対前年伸び率が、10%以上の事業所

【応募先・お問い合わせ先】

〒753-8501
 山口市滝町1番1号
 山口県庁労働政策課
 働き方改革推進班
 電話：083-933-3221
 ファクス：083-933-3229
 電子メール：
 a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

～やまぐち働き方改革推進会議が取り組んでいます～

日本労働組合総連合会山口県連合会、一般社団法人山口県労働者福祉協議会、山口県経営者協会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会、山口経済同友会、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、山口県信用金庫協会、国立大学法人山口大学、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部、一般社団法人山口県労働基準協会、厚生労働省山口労働局、山口県

記載要項

■事業所名

本キャンペーンに取り込まれる山口県内の事業所の名称を記載します。

(例1) 株式会社☆☆☆☆

(例2) 株式会社☆☆☆☆ 周南事業所

■業種

事業の種類を、具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。

■従業員数

本キャンペーンに取り込まれる事業所の従業員数(非正規雇用を含む)の人数を記載します。

■所在地

事業所の所在地を記載します。

■代表者(役職)

本キャンペーンに取り込まれる事業所の代表者の方のお名前と役職を記載します。

■ご担当者名

この応募用紙を送付いただくご担当者の方のお名前を記載します。

■ご担当者ご連絡先

ご担当者の方のご連絡先を記載します。

■年次有給休暇の取得日数[1人平均]

①H29年

平成29年の1年間の年次有給休暇の1人当たり平均取得日数を記載します。

※小数点二位以下は切り捨てです。

②H30年

平成30年の1年間の年次有給休暇の1人当たり平均取得日数の目標日数(または実績日数)を記載します。

※小数点二位以下は切り捨てです。

③対前年伸び率

次の算式で算出した目標数値(または実績数値)を記載します。

$$\left(\frac{[\text{上記②}] - [\text{上記①}]}{[\text{上記①}]} \right) \times 100$$

※小数点二位以下は切り捨てです。



記載の例(参加申込)

参加申込 実績報告 用紙

参加申込	平成30年	5月25日
実績報告	平成	年 月 日
やまぐち働き方改革推進会議事務局 行き [山口県庁労働政策課] ファクス番号 083-933-3229 Eメール a15900@pref.yamaguchi.lg.jp		
2018年		
年次有給休暇取得促進キャンペーン		
事業所名	株式会社☆☆☆☆ 周南事業所	
業種	製造業	
従業員数	70人(全社 500人)	
所在地	周南○○○○○○○○	
代表者(役職)	◆◆◆◆(周南事業所 所長)	
ご担当者名	●●●●	
ご担当者ご連絡先	電話番号: 083-933-3221 ファクス番号: 083-933-3229 メールアドレス: a15900@pref.yamaguchi.lg.jp	
年次有給休暇の取得日数[1人平均]	1年間の年次有給休暇の1人当たり平均取得日数を記載願います。	
H29年 ① [1月~12月]	[実績]	11.0 日
H30年 ② [1月~12月]	[目標]	13.0 日 [実績] 日
対前年伸び率③ [(②-①)/①]×100	[目標]	18.1 % [実績] %

記載の例(実績申込)

参加申込 実績報告 用紙

参加申込	平成30年	5月25日
実績報告	平成31年	1月30日
やまぐち働き方改革推進会議事務局 行き [山口県庁労働政策課] ファクス番号 083-933-3229 Eメール a15900@pref.yamaguchi.lg.jp		
2018年		
年次有給休暇取得促進キャンペーン		
事業所名	株式会社☆☆☆☆ 周南事業所	
業種	製造業	
従業員数	70人(全社 500人)	
所在地	周南○○○○○○○○	
代表者(役職)	◆◆◆◆(周南事業所 所長)	
ご担当者名	●●●●	
ご担当者ご連絡先	電話番号: 083-933-3221 ファクス番号: 083-933-3229 メールアドレス: a15900@pref.yamaguchi.lg.jp	
年次有給休暇の取得日数[1人平均]	1年間の年次有給休暇の1人当たり平均取得日数を記載願います。	
H29年 ① [1月~12月]	[実績]	11.0 日
H30年 ② [1月~12月]	[目標]	13.0 日 [実績] 12.5 日
対前年伸び率③ [(②-①)/①]×100	[目標]	18.1 % [実績] 13.6 %

◎公表の基準を満たした取組実績の高い事業所の事例です。

- ◆平成30年の1年間に取得された年次有給休暇の1人当たり平均日数「12.5日」は、公表基準「12日以上」を満たしています。
- ◆平成30年の1年間に取得された年次有給休暇の1人当たり平均日数の対前年伸び率「13.6%」は、公表基準「10%以上」を満たしています。

産業建設常任委員会 提出資料

H29.8.10 産業建設常任委員会資料より

【農林水産課】

1 現在の仲買人の登録数と預かり保証金

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

仲買人登録数 53 社

預かり保証金 3,750,000 円

2 小野田中央青果経営再建プロジェクトの設置年月日とメンバー、これまでの会議録。(問題点・課題・解決策等)

(1)小野田中央青果経営再建プロジェクトの設置年月日

平成 24 年 5 月 15 日

(2)メンバー

農林水産課(課長、主査、係長)、財政課(課長補佐)、総務課(係長)

学校教育課(課長補佐)、都市計画課(課長補佐)

(参与)

産業建設部長

(参考人)

小野田中央青果株式会社代表取締役、山陽小野田市監査委員

(3)これまでの会議録。(問題点・課題・解決策等)

別添、資料-1

小野田中央青果株式会社経営改善計画書/提言書として、市長へ提出。

3 株式会社小野田青果販売の位置付けと、小野田中央青果株式会社から株式会社小野田青果販売への出資に対する役員議事録と総会議事録

(1)株式会社小野田青果販売の位置付け

市場の取扱高が平成 19 年をピークに減少する中、平成 22 年 10 月に取引の増や市場機能の強化、活性化に向けて設立された会社で、青果物の加工及び販売、これらに付帯、関連する事業を行い、経営改善を図る。

(2)小野田中央青果株式会社から株式会社小野田青果販売への出資に対する役員議事録と総会議事録

市には、ありません。

4 平成 25 年度補助金 235 万 5,803 円の理由がわかるもの及び小野田中央青果株式会社の債権回収努力の記録、なければ書面にて回答。また、貸倒金と

なった売掛金の推移。

(1)平成 25 年度補助金 235 万 5,803 円の理由がわかるもの
別添、資料－ 2

(2)小野田中央青果株式会社の債権回収努力の記録、なければ書面にて回答。
別添、資料－ 3

(3)貸倒金となった売掛金の推移。
市には、ありません。

5 株式会社小野田青果販売の 22 年度設立からの決算書と繰延資産の内訳

(1)株式会社小野田青果販売の 22 年度設立からの決算書
別添、資料－ 4

(2)繰延資産の内訳
市には、ありません。

6 小野田中央青果株式会社の平成 29 年 3 月 31 日貸借対照表の中で、固定資産 3,851 万 9,395 円の詳細。

(1)有形固定資産 (9,156,684 円) について

- ①建物 (附属設備) : 加工室空調
- ②構築費 : 冷蔵庫
- ③工具、器具及び備品 : パソコン、エアコン、値札ラベル機、オプション
ケース
- ④リース資産 : 車両 (4 台)、複合機、基幹システム

(2)無形固定資産 (290,900 円)

- ①電話加入権

(3)投資その他の資産 (29,071,811 円)

- ①出資金 : 株式会社小野田青果販売ほか 1 件
- ②長期前払費用 : 保証協会
- ③保険積立 : 倒産防止、退職給与
- ④差入保証金 : 山陽小野田市ほか 2 件
- ⑤リサイクル料預託金 : 車両

平成28年度市場取扱高 462,830,826円 H29.9.6 産業建設常任委員会資料より
 買付け販売 255,774,374円
 委託販売 207,056,452円

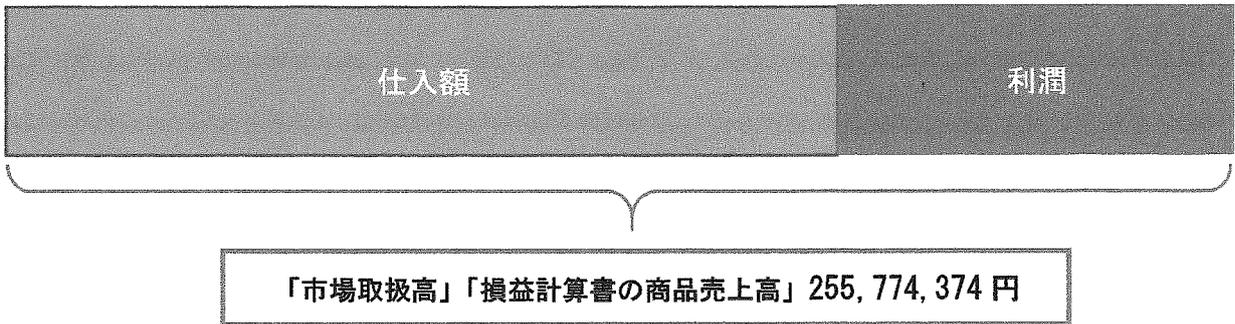
損益計算書

I. 売上高

○商品売上高 255,774,374円……………買付販売による売上額

※買付販売

卸売業者が、別の業者等から物品を買付けて行う販売方法。



よって

平成28年度「損益計算書」の

商品売上高 255,774,374円 = 買付け販売分の市場取扱高

○受託手数料収入 12,467,524円……………委託販売による手数料

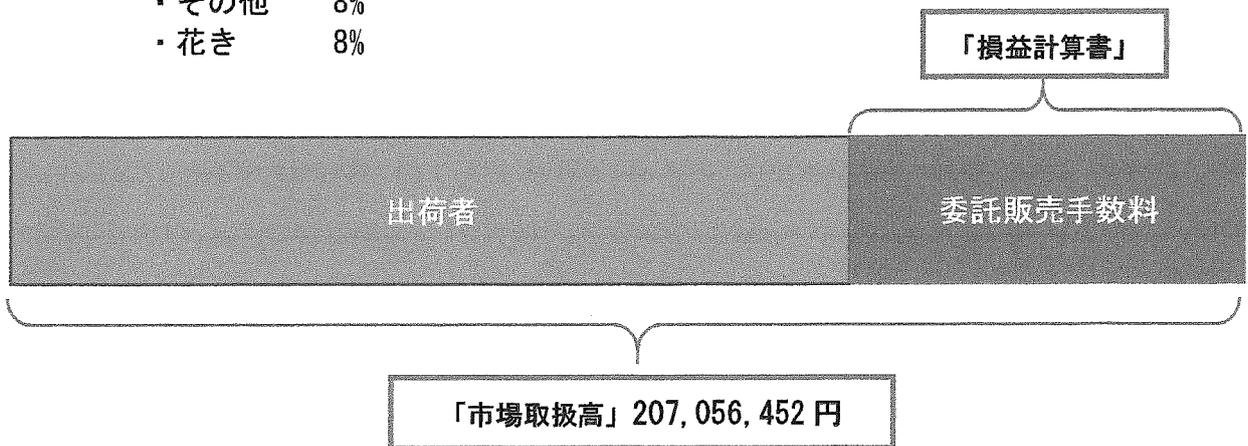
※委託販売

卸売業者が、出荷者から物品の販売委託を受けて行う販売方法。

販売方法にはセリ取引と相対取引の2種類がある。

セリ取引の委託販売手数料については以下のとおり。

- ・野菜 8%
- ・果物 7%
- ・その他 8%
- ・花き 8%



目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者(第7条—第11条)
 - 第2節 仲卸業者(第12条—第17条)
 - 第3節 売買参加者(第18条—第23条)
 - 第4節 附属営業人(第24条—第28条)
- 第3章 売買取引及び決済の方法(第29条—第55条)
- 第4章 市場施設の使用(第56条—第61条)
- 第5章 管理(第62条—第67条)
- 第6章 雑則(第68条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に基づき、本市における生鮮食料品等の需給の円滑化、取引の適正化を図り、もって市民生活の安定に資するため山陽小野田市地方卸売市場(以下「市場」という。)を設け、その健全な運営を確保することを目的とする。

(名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
山陽小野田市地方卸売市場	山陽小野田市大字西高泊1184番地 1	8,904平方メートル

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に定める生鮮食料品等とする。

- (1) 主たる取扱品目 野菜、果実及びこれらの加工品
- (2) 従たる取扱品目 鳥卵、花きその他生鮮食料品等及び市長が特に必要と認め、承認したもの

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで、8月16日、同月17日及び12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開場の時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前6時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者(市場において第3条に規定する取扱品目の卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始の時刻は、前項の開場の時間の範囲内において市長が定める。

(市場関係者への通知)

第6条 市長は、開場の期日又は時間を変更しようとするときは、あらかじめ関係者に通知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 卸売業者は、法第58条第1項の規定による知事の許可及び市長の承認を受けなければならない。

2 卸売業者の数の限度は、1者とする。

(保証金)

第8条 卸売業者は、契約の際、契約保証金20万円を納付しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 前項の保証金は、市長の認める有価証券で時価の100分の70の金額が保証金額に達するものをもって、これに代えることができる。有価証券の時価が低下した場合は、補填しなければならない。

(保証金の充当)

第9条 前条の保証金は、卸売業者が業務上、市に損害を与えたときの賠償金に充当することができる。

2 前項の場合において、保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、その不足額を支弁しなければならない。

(保証金の返還)

第10条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から30日を経過しなければ、これを返還しないものとする。

(せり人)

第11条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、せり人として市長の登録を受け、かつ、知事に届け出た者でなければならない。

2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

第12条 仲卸業務(市長が市場内に設置する店舗において、市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称、商号及び住所

(2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の名

(3) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が破産者で、復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が、仲卸しの業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者(第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の役員若しくは使用人であるとき。

(6) 申請者が山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(7) 申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで、第5号又は第6号の規定に該当する者があるとき。

(保証金)

第13条 仲卸業者は、契約の際、契約保証金15万円を市長に納付しなければならない。

2 第9条及び第10条の規定は、前項の保証金について準用する。

(仲卸業者の許可の取消し)

第14条 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

(1) 第12条第3項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 前条に定める保証金を納付せず、又は許可を受けた日から起算して1か月以内に仲卸業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1か月以上休業したとき。

2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に意見を陳述する機会を与えなければならない。

3 前項の規定に基づいて行った処分によって、仲卸業者が損害を被むることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第15条 仲卸業者が営業(市場における仲卸業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第12条第3項の規定は、前2項の認可について準用する。

(仲卸業者の相続)

第16条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた市場における仲卸業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に行わなければならない。
- 3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、申請の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第12条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第12条第3項の規定は、第1項の認可について準用する。

(名称変更等の届出)

第17条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第12条第2項の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (3) 仲卸業務を廃止しようとするとき。
- 2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第18条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名
- (3) 卸売を受けようとする買受見込高
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項に規定する承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。
 - (1) 卸売の相手方として必要な知識、資力及び信用を有しない者であるとき。
 - (2) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- 3 市長は、第1項の規定により、承認した者(以下「売買参加者」という。)の名簿を作成し、これを備えておくものとする。

(名称変更等の届出)

第19条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 売買参加者としての業務を廃止しようとするとき。
- 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し等)

第20条 市長は、売買参加者が第18条第2項の規定に該当することとなった場合は、その承認を取り消すものとする。

- 2 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、承認を取り消し、又はその市場における売買取引を制限することができる。
 - (1) 売買取引に関し不正の行為があつたとき。
 - (2) 買受代金の支払を怠つたとき。
 - (3) 保管の費用又は損失金の支払を怠つたとき。
 - (4) 正当な理由がなくて、引き続き2か月以上市場内での業務を休止したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは命令に違反し、又は公益を害する行為があつたと市長が認めたととき。

(売買参加者の記章)

第21条 市長は、売買参加者を承認したときは、記章を交付するものとする。

- 2 売買参加者は、売買取引に参加するときは、記章を着用しなければならない。

(売買参加者の保証金)

第22条 卸売業者は、卸売を受けようとする売買参加者から保証金の預託を受けることができる。

(売買参加者組合)

第23条 売買参加者が売買参加者をもって売買参加者組合を組織したときは、その規約、役員の名及び組合員の氏名を市長に届け出るものとする。これを変更したときも、また同様とする。

第4節 附属営業人

(附属営業人の許可)

第24条 市長は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、出荷者、買受人(仲卸業者及び売買参加者をいう。以下同じ。)その他市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、第3条で定める市場で取り扱う品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、飲食業を営む者及び市場の取扱品目の保管運搬等を行う者に限り、市場内において店舗その他の施設を設けて営業することを許可することができる。

2 前項の許可を受けて市場内で営業しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、商号、住所及び経歴
- (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 営業しようとする品目及び業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の許可をしたときは、許可証を交付し、当該許可を受けた者(以下「附属営業人」という。)との間に、契約を締結しなければならない。

4 市長は、第1項の許可を受けようとする者が山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるときは、第1項の許可をしてはならない。

(名称変更等の届出)

第25条 附属営業人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 附属営業人としての業務を廃止しようとするとき。

2 附属営業人が死亡し、又は解散したときは、当該附属営業人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(保証金)

第26条 附属営業人は、契約の際、契約保証金10万円を市長に納付しなければならない。

2 第9条及び第10条の規定は、前項の保証金に関し準用する。

(附属営業の規制)

第27条 市長は、附属営業の適正な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、附属営業人に対し、その業務に関し必要な指示をすることができる。

(附属営業の許可取消し及び業務停止)

第28条 附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは契約に違反し、又は指示に従わないときは、市長は、第24条の許可を取り消し、又は業務を停止することができる。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第29条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第30条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
- (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち、規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。)
- (3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品(同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。)に係る売買取引の方法については、次に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当であると認めたときは、相対取引によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給するため、その他やむを得ない理由により通常の卸売の開始時刻以前に卸売をする場合
- (7) 第38条ただし書の規定により、市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合

- 3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品に係る売買取引の方法については、市場における入荷量が一時的に著しく減少した場合又は需要が一時的に著しく増加した場合であつて、市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
- 4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更したときは、速やかにその数値を市場の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の単位)

第31条 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(秘密取引の禁止及び売買呼値)

第32条 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行ってはならない。

- 2 卸売の売買取引に用いる呼値等(消費税及び地方消費税の額を含まない。)は、金額で呼称しなければならない。

(指値のある受託物品)

第33条 受託物品に指値(消費税及び地方消費税の額を含まない。以下同じ。)のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

- 2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は、指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第34条 卸売のためのせり売は、その販売物品について、荷印、等級及び数量その他必要な事項を呼びあげた後でなければ、開始することができない。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格(消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。)を3回呼びあげたとき、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 前項の呼びあげ回数は、時宜により変更することがある。
- 4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、申込みの順位又は推薦その他適当な方法によりせり落し人を決定する。
- 5 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちにその価格及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

(入札の方法)

第35条 卸売のための入札売は、その販売物品について、荷印、等級及び数量その他必要な事項を掲示し、又は呼びあげた後、入札人に対し一定の入札用紙に氏名、入札金額(消費税及び地方消費税の額を含まない。以下同じ。)その他指示事項を記載させて、これを行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札人をもって落札人とする。
- 3 前条第2項ただし書、第4項及び第5項の規定は、入札売の場合に準用する。
- 4 卸売のための入札売が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札人を確認できないとき。
- (2) 入札金額その他指定事項が不明なとき。
- (3) 入札に際して不正行為があったとき。

(異議の申立て)

第36条 せり売又は入札売に参加した者がそのせり落し又は落札について異議があるときは、直ちに市長にこれを申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第37条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれがあるとき。
- (2) 買受人に対して卸売をした後、残品を生じたとき。
- (3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、この市場からの卸売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をするとき。

(自己の計算による卸売の禁止)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、自己の計算において卸売をすることができる。

- (1) 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している物品の卸売をする場合
- (2) 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない物品の卸売をする場合
- (3) 需要が比較的安定している物品であって、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものの卸売をする場合
- (4) 卸売業者が買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき物品を確保する必要がある場合であって、市場の利用者の利便性の向上を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当である場合
- (5) 出荷者の計算において行う卸売の方法によっては物品の出荷を受けることが著しく困難であって、自己の計算において卸売をしても卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと市長が認めた場合

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第40条 卸売業者(その常勤役員及び使用人を含む。)は、自己の業務に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。ただし、買受人の買受けを不当に制限することとならないと認められる場合は、この限りでない。

第41条 削除

(受託契約約款)

第42条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

- 2 前項の受託契約約款の事項は、市長が別に定める。
- 3 卸売業者は、第1項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知させなければならない。

(受託物品の検収)

第43条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者が立ち会いその了承を得られたときは、この限りでない。

(取引物品の下見)

第44条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。

- 2 見本又は銘柄による売買の場合は、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示して行わなければならない。

(卸売物品の引取り)

第45条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、正当な理由がないのに買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 3 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第46条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

(衛生有害物品の売買禁止)

第47条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は搬出を命ずることができる。

(卸売予定数量等の公表)

第48条 卸売業者は、毎開場日、主要な品目について、その日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格(消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、市場における毎日の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格を公表するものとする。
- 3 前項の規定による公表は、市場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

(仕切り及び送金)

第49条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売した日後3日までに売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書に当該卸売をした品目、等級、価格及び数量を正確に記載しなければならない。

(委託手数料の額)

第50条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(買受人の支払義務)

第51条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引受け後3日までに買受代金(せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額、その他の場合にあつては消費税及び地方消費税の額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、支払猶予の特約のある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の特約は、他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであつてはならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第52条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金(消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)については、正当な理由があると認められるときでなければ、これを変更してはならない。

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第53条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、指値その他の条件のある受託物品を相当期間内にその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知して、その指示を受けなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第54条 卸売業者は、出荷を誘引するために、出荷者に対し売買仕切金(消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)を前渡しし、又は保証金の差入れ若しくは資金の貸付けをすることができる。

2 前項の売買仕切金の前渡し等は、卸売業者の財務の健全性を損い、又は適正な運営を害するものであつてはならない。

第55条 削除

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第56条 卸売業者、買受人及び附属営業人等が市場内で使用する用地、建物その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長がこれを指定する。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第57条 前条の指定を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設の用途若しくは原状を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けて市場施設の原状を変更した者は、当該市場施設を返還するときは、これを原状に復し、又はこれに要する費用を弁償しなければならない。

(指定の停止又は取消しその他の規制)

第58条 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示、命令に違反したときは、使用指定を停止し、若しくは取り消し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあつても、市は、賠償の責めを負わない。

2 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(補修及び弁償)

第59条 市場施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、その補修をし、又はその費用を弁償しなければならない。

(施設の返還)

第60条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可若しくは承認の取消しその他の理由により、市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に、当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第61条 市場の使用料は、別表第4に掲げる額に、1.08を乗じて得た額とする。

2 前項の使用料の算定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

3 使用者は、その施設使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

- 4 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、その使用者の負担とする。
- 5 卸売業者の納付すべき市場の使用料は、第1項の規定にかかわらず、市場の使用料(附属営業施設使用料及び会議室使用料を除く。)の合計額が月間取扱金額に1,000分の10を乗じて得た額を超過するときは、その超過分は徴収しないものとする。
- 6 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第5章 管理

(報告等)

第62条 市長は、市場業務の適正、かつ、健全な運営を図るため必要があると認めるときは、卸売業者又は附属営業人に対し、その業務又は財産について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市場は、市場業務の適正かつ健全な運営を図るため必要があると認めるときは、卸売業者又は附属営業人に対し、その業務又は会計について、必要な改善措置をとるべきことを申し入れることができる。
(市場秩序の保持)

第63条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

- 2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要と認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(無許可営業の禁止)

第64条 附属営業人がそれぞれ承認を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為を行ってはならない。

(清潔の保持)

第65条 市場の利用者は、当該市場の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を整理しなければならない。

(備品帳簿)

第66条 市長は、買受人及び附属営業人の承認台帳その他の帳簿を備え、必要な事項を明確に記載するものとする。

- 2 卸売業者は、市長が別に定める帳簿を備え、必要な事項を明確に記載しなければならない。

(卸売業務の代行)

第67条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対する販売の委託があった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

- 2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、市長が自ら卸売の業務を行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第68条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市地方卸売市場条例(昭和58年小野田市条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月22日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市地方卸売市場条例第50条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行う卸売のための販売の委託の引受けについて適用し、同日前に卸売のための販売の委託を引き受けて収受する委託手数料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月26日条例第31号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市地方卸売市場条例の規定は、この条例の施行日以後に使用したものから適用し、同日前までに使用したものについては、なお従前の例による。

別表第1(第30条関係)

品目
近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で一定の規格がなく、個人ごとの品質格差があるもの

別表第2(第30条関係)

種別	品目
野菜	だいこん・はくさい・キャベツ・レタス・きゅうり・トマト・ばれいしょ・たまねぎ・かぼちゃ・にんじん
果実	みかん・いよかん・りんご・かき・なし・いちご・すいか

別表第3(第30条関係)

品目
別表第1及び別表第2に掲げる物品以外のもの

別表第4(第61条関係)

区分	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の3/1,000
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 月額 100円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 200円
倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 150円
冷蔵庫使用料	1平方メートルにつき 月額 800円
搬送設備使用料	1式につき 月額 43,000円
附属営業施設使用料	1平方メートルにつき 月額 1,000円
	ただし食堂は 月額 500円
会議室使用料	4時間につき 1,200円

平成 19年 9月 第3回定例会

H19.9 周南市議会議事録より一部抜粋

△日程第3行政報告（報告、質疑）

○議長（古谷幸男議員） 日程第3、行政報告を議題といたします。

周南市地方卸売市場に係る立入検査の実施結果について報告があります。

〔経済部長、青木龍一君登壇〕

◎経済部長（青木龍一君） おはようございます。それでは、周南市地方卸売市場に係る検査の実施結果について行政報告をいたします。

このたびの検査は、市場における取引の実態その他について調査するため、周南市と山口県による合同で市場の卸売業者である徳山青果株式会社に入立検査等を実施いたしましたもので、9月5日、その検査結果を徳山青果株式会社に通知いたしましたものでございます。それでは、検査結果の内容を配付いたしました資料に沿って御説明いたします。

まず、検査実施の概要についてでございますが、今回の検査は、そこにもございますように、周南市といたしましては、周南市地方卸売市場条例第58条第1項、県としては、卸売市場法第66条第1項の規定を根拠といたしまして、業務実態についての確認を行うことを目的に特別検査を実施したものでございます。検査の実施期間としては、本年4月中旬以降8月上旬まで実施してきたところですが、特に帳票類についての改ざんの有無の確認に関しましては、7月25日から27日の3日間、周南市と県との合同で延べ52人の職員を投入いたしまして、集中的な照合確認検査を実施してまいりました。

次に、主な検査の内容についてであります。平成16年度から18年度の直近の3年間の調査期間として検査を実施いたしました。実施した検査の主な内容は3点ございます。まず、1点目が、業務検査として、改ざんの有無、いわゆる送り状や販売原票、仕切り書原票等、手書きで作成された帳票類の数値が、電算帳票に入力される際、あるいは荷主、買い受け人等に通知される際、書きかえが行われているような実態はないか等について入念に帳票類の照合確認調査を実施いたしました。さらに、業務検査として、相対・競り取引の結果である販売金額と荷主等に通知されている仕切り金額との差である差損益金を生じている取引の有無についても確認を行ってまいりました。この差損益金の確認を行った件数は、3年間の合計として約1万4,600件の調査を実施しております。この結果、販売原票や仕切り書原票等の伝票に記載された数値が、取引の途中段階で書きかえらるるといった改ざんの事実は確認されなかったところですが、しかしながら、出荷者に対する帳票類を確認した結果、相対・競り取引の約半数において、取引に先んじて荷主と卸売業者との間で値決めを行った金額が仕切り金額とされ、最終的な相対・競り取引の結果である売買仕切り書や仕切り金が荷主側に送付されていないという取引が行われている実態が確認されました。このような最終的な相対・競り取引の結果が荷主側に届いていないことに伴って、販売金額と仕切り金額との差異が生じているものでございます。このことによって、卸売をした翌日までに販売金額に基づく売買仕切り書等を荷主に送付するようにと規定している市条例第44条に抵触していることが判明いたしました。このことについては、後ほど申し上げますように、売買仕切り書等の送付システムの改善、委託から買い付けへの移行等を実施いたしました。

2点目に実施した検査は、財務検査として、徳山青果株式会社の経営の健全性を確保するとの視点から、決算書及びそれに関連する帳票類等をもとにどのような経営状況にあるかの確認を行ったところです。その結果、徳山青果株式会社の経営状況は必ずしも良好な状況になく、先ほどの業務検査の結果明らかとなった差損益金の存在、特に年間のトータルではかなりの差損が生じていると推測される実態、すなわち、市の条例施行規則に定める率に見合う手数料が確保できていない実態のあることがわかり、経営圧迫の一要因となっていることが判明したところです。さらに、出荷奨励金という出荷を促すための支出金がございますが、これについても事前の社内協議や稟議等が行われておらず、また、市長への事前の承認手続もないまま、最高の交付率による安易な支出が繰り返されている実態も明らかとなりましたが、これも経営状況に大きな影響を与えているものと分析しております。

3点目に実施した検査は、条例等の遵守状況の確認であります。市場のルールを定めた市条例や施行規則等に照らしまして、不備事項がないかについて、今回いま一度確認したものであり、そこに掲げているような項目での検査の結果、競り人登録・取り消し及び知事への届け出等の不備、市場施設を転貸していた実態、転送に係る市長報告の不備、卸売予定数量等の市長報告の未実施、使用人の市長への届け出の未実施等の事実が明らかとなったところであります。

こうした検査の結果を踏まえて、このたび徳山青果株式会社に通知した検査書におきましては、配付資料の3、検査書での指摘事項（要約）に掲げておりますような指摘を行ったところであります。まず、総評といたし